

ID: 461

担当部署: 企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	資料の複写の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立図書館設置条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	令和6年規則第56号		
【根拠条文】 (資料の複写) 第6条 資料の複写を依頼しようとするときは、複写申込書を提出しなければならない。 2 次に掲げる資料の複写は行わない。 (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に抵触するもの (2) 複写した場合に資料が損傷するおそれがあるもの (3) 館長が複写することを不適當と認めるもの 3 複写のために必要な経費は、利用者の負担とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日